

◆時系列にみる要件の比較

	平成25年・26年	平成27年以降
贈与前	(1)経済産業大臣の確認	(1)経済産業大臣の確認
贈与時点	<p>(1)会社の要件</p> <p>次の会社のいずれにも該当しないこと</p> <p>①上場会社</p> <p>②中小企業者に該当しない会社(※1)</p> <p>③風俗営業会社</p> <p>④資産管理会社(※2)</p> <p>⑤総収入額が零の会社、従業員数が零の会社(特例の適用に係る会社の特別会社(※3)が一定の外国会社に該当する場合は、従業員数が5人未満の会社)</p> <p>(2)後継者の要件</p> <p>①会社の代表権を有すること</p> <p>②先代経営者(贈与者)の親族であること</p> <p>③20歳以上であること</p> <p>④役員への就任から3年以上経過していること</p> <p>⑤後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決件数を保有することとなったこと</p> <p>(3)先代経営者の要件</p> <p>①会社の代表権を有していたこと</p> <p>②贈与の時までに会社の役員を退任すること</p> <p>③贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決件数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと</p>	<p>(1)会社の要件</p> <p>次の会社のいずれにも該当しないこと</p> <p>①上場会社</p> <p>②中小企業者に該当しない会社(※1)</p> <p>③風俗営業会社</p> <p>④資産管理会社(※2)</p> <p>⑤総収入額が零(営業外収益特別利益を除く)の会社、従業員数が零の会社(特例の適用に係る会社の特別会社(※3)が一定の外国会社に該当する場合は、従業員数が5人未満の会社)</p> <p>(2)後継者の要件</p> <p>①会社の代表権を有すること</p> <p>②先代経営者(贈与者)の親族であること</p> <p>③20歳以上であること</p> <p>④役員への就任から3年以上経過していること</p> <p>⑤後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決件数を保有することとなったこと</p> <p>(3)先代経営者の要件</p> <p>①会社の代表権を有していたこと</p> <p>②贈与の時までに会社の代表者を退任すること</p> <p>③贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決件数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと</p>

<p>申告期限まで</p>	<p>(1) 経済産業大臣の認定 贈与を受けた翌年の1月15日までに 行う必要があります。</p> <p>(2) 担保提供 担保提供に際して株券の発行が 必要でした。</p> <p>(3) 贈与税の申告 なお、納税猶予の対象となる非 上場株式の数については、※4 により計算します。</p>	<p>(1) 経済産業大臣の認定 贈与を受けた翌年の1月15日 までにを行う必要があります。</p> <p>(2) 担保提供 株券の発行が必ずしも必要で はなくなりました。</p> <p>(3) 贈与税の申告 なお、納税猶予の対象となる非 上場株式の数については、※4 により計算します。</p>
<p>猶予期間中</p>	<p>(1) 所轄税務署長へ継続届出書を、 贈与税の申告期限後の5年間は 毎年、5年経過後は3年ごとに 提出</p> <p>(2) 経済産業局へ年次報告書を、 贈与税の申告期限後の5年間は 毎年提出</p> <p>(3) その他5年間の要件 ①後継者が会社の代表者である こと ②一定時点で雇用の8割以上を 維持 ③後継者が筆頭株主であること ④上場会社、風俗営業会社に非 該当 ⑤猶予対象株式を継続保有して いること ⑥資産管理会社に該当しないこと</p> <p>(4) 5年経過後の要件 ①猶予対象株式を継続保有して いること ②資産管理会社に該当しないこと</p>	<p>(1) 所轄税務署長へ継続届出書を、 贈与税の申告期限後の5年間は 毎年、5年経過後は3年ごとに 提出</p> <p>(2) 経済産業局へ年次報告書を、 贈与税の申告期限後の5年間は 毎年提出 ※※手続が大幅に簡略化されま した。</p> <p>(3) その他5年間の要件 ①後継者が会社の代表者である こと ②平均で雇用の8割以上を維持 ③後継者が筆頭株主であること ④上場会社、風俗営業会社に非 該当 ⑤猶予対象株式を継続保有して いること ⑥資産管理会社に該当しないこと</p> <p>(4) 5年経過後の要件 ①猶予対象株式を継続保有して いること ②資産管理会社に該当しないこと</p>
<p>贈与者の死亡・次の後継者への贈与など</p>	<p>(1) 先代経営者が死亡した場合 贈与税の納税猶予を受けた株式は、 相続又は遺贈により取得したもの とみなして、贈与の時の価額によ り他の相続財産と合算して相続税 を計算します。 この際、相続税の納税猶予制度へ 移行することで、実質納税猶予を 継続することができます。 一方で、相続税の納税猶予を受け ないで、通常通り相続税を納付す ることも可能です。</p> <p>(2) 次の後継者に一定以上の対象 株式を贈与した場合 申告期限後5年経過した後に、 次の後継者へ贈与税の納税猶予 制度により株式を贈与することで、 猶予税額が免除されます。</p>	

※1 中小企業者の要件

業種	従業員	資本金
製造その他	300人以下	3億円以下
製造業のうちゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業を除く)	900人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
サービス業のうち旅館業	200人以下	5,000万円以下

※2 資産管理会社

資産管理会社とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定資産の保有割合が貸借対照表上に計上されている帳簿価額の総額の70%以上の会社やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社など一定の会社です。

なお、資産管理会社に該当する場合でも、常時使用する従業員が5人以上いる場合は、資産管理会社に該当しないという取扱いがありました。平成27年以降の取扱いでは、経営承継相続人等と生計を一にする親族以外の従業員数で判定することになりました。

※3 特別関係会社

特別関係会社とは、特例の適用に係る会社やその会社の代表権を有する者などが、総議決権数の50%を超える議決件数を保有する会社をいいます。

※4 納税猶予の対象となる株式の数

a ……先代経営者（贈与者）が贈与の直前に保有する株式の数

b ……後継者（受贈者）が贈与の前から保有する株式の数

c ……贈与直前の発行済み株式等の総数

区分	特例対象となる非上場株式等の限度額
$a + b < c \times 2 \div 3$	先代経営者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数
$a + b \geq c \times 2 \div 3$	発行済株式等の総数の3分の2から後継者が贈与の前から保有する非上場株式等の数を控除した数